

健診受診時の感染症対策に関するお願い

令和7年3月12日

日頃より、長崎県健康事業団の各種健康診断をご利用いただき、ありがとうございます。
健診会場では滞在時間が長時間に及ぶことや対面での問診等があることから、引き続き下記の対応をいたします。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

1 当日の受診をお断りする場合

下記のいずれかに該当される方は健康診断の受診をお控えいただき、日程変更等のご対応をお願いします。

- (1) 感染症法により定める感染症に罹患した後、厚生労働省の示す感染者の療養期間等（例 新型コロナウイルス感染やインフルエンザの場合、発症翌日から5日間かつ軽快後1日）が終了していない方。
- (2) 受診時に風邪症状（37.5度以上の発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛）や関節痛・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害のある方

2 受診延期を考慮していただきたい場合

- (1) 1(1)の場合、他者への感染の心配が無くなった後もしばらくの間は健診の結果に異常がみられる可能性があります。体調が十分に回復してから受診することを推奨します。
- (2) 新型コロナワクチンの接種後、3日以上経過してから受診することを推奨します。
副反応が起きた方は、体調が十分に回復してから受診することを推奨します。

3 受診に際してお願いする事項

- 健診中は、マスク着用をお勧めします。
（健診会場には、高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクが高い方もいらっしゃいますので、マスク着用をお勧めしています。）
- アルコール消毒剤を用意しますので、適宜手指消毒をお願いします。
- 密集、密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- 換気を行うため、外気温が低い季節はカーディガン等羽織るものをお手元にご用意ください。
- 非接触型体温計等で体温測定をすることがありますのでご協力をお願いします。

以上、健診実施8団体『健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策』（令和5年5月8日改正）、厚生労働省リーフレット『令和5年3月13日からマスク着用は個人の判断が基本となります』参考

(問合せ先) 公益財団法人 長崎県健康事業団 TEL: 0957-43-7131
--